

第6期第36回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後4時00分から午後4時37分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	△			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第12 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助

7. 会議の概要

- 事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席委員は、20番・遠藤一三委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第34回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。
それでは、議事日程に従い進めてまいります。
日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、1番・清瀬利一委員と2番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思いますがいかがでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは両名に決定いたしました。
日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案6件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがいかがでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。
続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。
それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書2ページをお開き願います。
2ページから5ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。15件・66筆・534, 881.58㎡となっています。
1番、2番は、これまで耕作を行ってきた●●さんが経営規模を縮小するため、解約を至っています。その後の農地利用については、後の議案第4号、5号にてお諮りいたします。
3番から15番については、この後、報告第3号でも説明しますが、●●さんの法人化に伴う借り換えのための解約となっております。
以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。
- (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
6月につきましては、議案に記載のとおり、6月11日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。
川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果、適当と判定しております。
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定11件について審議した結果、適当と判定しております。
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第3号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書8ページをお開き下さい。
新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。
ただいまご説明させていただきましたとおり、●●さんについては、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、常時従事要件の全てを満たしていると認められるところでございます。
なお、農地の取得等、詳細は後の議案第1号、4号でお諮りした際に、ご説明いたします。
以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第3号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 報告第4号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第4号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申

主任 出に関する件について、ご報告申し上げます。

10ページから11ページまでは●●さんが公社から利用権設定を受けていた農地を、法人名義で借り換えるために、売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出があったものです。

12ページから16ページについては、平成28年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。

それぞれの申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第4号にてご説明申し上げます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

1番、2番につきましては、●●さんの法人化に伴う借り換えによるものです。

3番につきましては、●●さんの所有地を、自身の法人で耕作するため使用貸借するものです。

以上、3件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

20ページから25ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 1番から3番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんの法人化による借り換えのため、賃貸借及び使用貸借する案件ですが、取得後は継続して水稻、大豆等を作付けする計画となっております。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議	長	<p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第8 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書27ページをお開き願います。</p> <p>1番から4番はそれぞれ、農作業用施設を建設をする案件です。</p> <p>1番の申請地の農地区分は農用地区域外の農地であり、10ha以上の団地を形成する第1種農地、2番から4番の申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。</p> <p>また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。</p> <p>なお、1番につきましては、面積案件により北海道農業会議への意見聴取が必要となっております。</p> <p>28ページから45ページまで、それぞれ現況地目図・配置図・調査票を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
22	番	<p>1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>本申請は、農作業用設備を建設するものです。</p> <p>申請地は、●●<農地所有適格法人>が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。</p>
4	番	<p>2、3番について現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>本申請は、どちらも農作業用設備を建設するものです。</p> <p>申請地は、どちらも転用者が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。</p>

26 番 4番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、牛舎を建設するものです。
申請地は、●●さんが耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書47ページになります。
1番につきましては、●●〈農地所有適格法人〉が農作業場等を確保する案件です。
申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。
また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり、農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
48ページから51ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。
以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。
また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主任 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書53ページから、所有権移転4件です。

1番から4番は、報告第4号でご報告いたしました、農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。

続きまして、議案書58ページから、利用権設定13件です。

1番につきましては、農地の前耕作者である●●さんが亡くなったため、新たに地域の担い手へ利用権設定するものです。

2番につきましては、報告1号でご報告申し上げましたとおり、新たに地域の担い手へ農地の集約化を行うため、利用権の設定をするものです。

3番から12番につきましては、●●さんの法人化に伴う借り換えのため、利用権を設定するものです。

13番につきましては、●●さんの経営規模縮小に伴い、新たに地域の担い手へ利用権を設定するものです。

以上、所有権移転4件10筆、利用権設定13件36筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては所有権移転につきましては、議案書54ページから57ページ、利用権設定につきましては、議案書61ページから73ページに添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

議	長	<p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第11 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書75ページから、利用配分計画2件です。</p> <p>こちらの2件の農地ですが、報告第1号においてご説明させていただいた農地について、その後の利用配分について、本議案のとおり機構から●●さんと●●<農地所有適格法人>がそれぞれ賃貸を受けようとするものでございます。</p> <p>被設定人である●●さんと●●<農地所有適格法人>はどちらも営農継続が見込まれる認定農業者であることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。</p> <p>76ページ、77ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第12 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
主	任	<p>議案第6号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書79ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、雑種地化しており、農地として</p>

主任 利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。
以上1件、80ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21番 現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、雑種地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。今総会が今期最後の総会となります。皆様大変お疲れ様でした。